**協　　定　　書**

守口市開発行為指導要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定により、守口市（以下「甲」という。）と開発者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間で、守口市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（開発区域面積　　　　　　㎡）における開発行為（以下「開発行為」という。）に関する協議が成立したので、次のとおり協定を締結する。

第１条　乙は、甲との開発行為に係る協議事項を遵守するとともに、要綱、要綱に基づく技術基準及び取扱要領並びに都市計画法等の関係法令に基づき、開発行為を施工する。

第２条　開発行為に係る土地に関して紛争が生じた場合には、乙が一切の責任をもって処理し、開発行為に関する権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、速やかに甲と協議しなければならない。

第３条　甲は、開発行為に係る協議において、その内容に虚偽の事項があると判断した場合には、乙に対して要綱第２９条の規定に基づく措置を行うことができるものとする。

第４条　甲及び乙は、開発行為に関し特記事項として次に掲げる事項を遵守する。

第５条　本協定書に定めのない事項については、要綱の趣旨に基づき、甲・乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　　　住　所　　守口市京阪本通二丁目５番５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　守　口　市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　守口市長　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞